

熊本県公告第217号

宇土市ほか5町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
宇土市	平成13年度及び平成14年度	下網田町、赤瀬町の各一部	地籍図 地籍簿	平成15年3月18日
三角町	平成13年度及び平成14年度	大字中村の一部		
小国町	平成12年度から平成14年度まで	大字下城の一部		
宮原町	平成12年度から平成14年度まで	大字立神の一部		
山江村	平成13年度及び平成14年度	大字山田の一部		
球磨村	平成12年度から平成14年度まで	大字一勝地丁及び渡丙の各一部		

熊本県公告第218号

宇土市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
宇土市	平成13年度及び平成14年度	城塚町の一部	地籍図 地籍簿	平成15年3月18日

登載依頼

熊本県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成14年4月から平成15年1月までの間に実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年3月26日

熊本県監査委員 寺 嶋 建
同 山 本 豊 孝
同 八 浪 知 行
同 吉 本 賢 児

監査の結果に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査について、次のとおり監査の結果に関する報告を決定した。

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「職員宿舎、職員住宅及び教職員住宅の管理運営について」

2 監査の趣旨

職員宿舎、職員住宅及び教職員住宅（以下「職員宿舎等」という。）は、公務の円滑な運営や職員の福利厚生のために建設され、県が管理運営している貴重な県有財産である。

しかしながら、近年の交通、通信手段の発達、特に最近の県の厳しい財政事情を踏まえ、職員宿舎等の在り方等について、今一度検討する必要がある。

この行政監査は、職員宿舎等が社会情勢の変化、職員の勤務形態等に対応し、適切な管理運営がなされているかを調査し、貴重な県有財産として一層の有効かつ効率的な利用に資することを目的として実施した。

3 監査の対象機関

知事部局の本庁関係各課及び出先機関並びに教育庁関係各課、出先機関及び県立学校（ただし、県外に所在する職員宿舎等に係るものは除く。）

4 監査の実施方法

監査対象機関から事前に行政監査資料の提出を求め、各監査対象機関について定期監査と併せて実地監査を実施した。

5 監査実施期間

平成14年4月から平成15年1月までとし、基準日は平成14年5月1日とした。

6 監査の着眼点

- (1) 職員宿舎等が設置目的に沿って有効に利用されているか。
- (2) 職員宿舎等の設置の必要性は低下していないか。
- (3) 職員宿舎等の防災及び補修等の保全対策は適切か。
- (4) 規程、要綱等の整備は適正か。
- (5) 入退居に伴う事務は適正か。
- (6) 貸付料、賃借料に係る事務は適正か。
- (7) 管理運営に係る経費の負担区分は適正か。

第2 監査の結果

1 設置状況

県の宿舍については、熊本県宿舍管理規則に基づき管理される宿舍（以下「職員宿舍」という。）、熊本県職員住宅管理規程に基づき管理される宿舍（以下「職員住宅」という。）及び熊本県教職員住宅管理規程に基づき管理される宿舍（以下「教職員住宅」という。）がある。

職員宿舍とは、県の事務又は事業の円滑な運営に資するため、県が職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住のため使用させ、又は貸し付ける家屋（借上げ宿舍も含む。）及び付属施設をいい、職員住宅及び教職員住宅は、県が職員及び教職員の福利厚生施設として職員及び教職員に貸与する住宅及びその付帯施設をいう。

職員宿舍等の管理運営について、知事部局の本庁関係各課及び出先機関並びに教育庁関係各課、出先機関及び県立学校から提出された行政監査調書に基づき設置状況を部局別及び所在地別に分類すると表1-1及び表1-2のとおりである。

表1-1 設置状況（部局別）

区 分	戸 数	内 訳						
		職 員 宿 舎			職 員 住 宅 ・ 教 職 員 住 宅			
		世帯用	単身用	その他	世帯用	単身用	その他	
知事部局	総務部	444	83	14	0	317	30	0
	企画振興部	2	0	2	0	0	0	0
	健康福祉部	13	3	10	0	0	0	0
	農政部	16	16	0	0	0	0	0
	林務水産部	3	3	0	0	0	0	0
	土木部	8	5	0	3	0	0	0
	地域振興局	412	19	2	1	220	170	0
小 計	898	129	28	4	537	200	0	
委教員会育	本 庁	103	0	1	0	102	0	0
	出先機関	6	6	0	0	0	0	0
	県立学校	830	87	16	5	565	149	8
	小 計	939	93	17	5	667	149	8
合 計	1,837	222	45	9	1,204	349	8	

表1-2 設置状況（所在地別）

区 分	戸 数	内 訳					
		職 員 宿 舎			職 員 住 宅 ・ 教 職 員 住 宅		
		世帯用	単身用	その他	世帯用	単身用	その他
熊本市	571	96	25	1	419	30	0
宇土市・宇土郡・下益城郡	78	20	11	0	39	8	0
荒尾市・玉名市・玉名郡	80	10	1	0	51	18	0
山鹿市・鹿本郡	48	5	0	0	43	0	0
菊池市・菊池郡	51	8	1	2	32	8	0
阿蘇郡	131	17	0	1	93	12	8
上益城郡	41	4	1	1	27	8	0
八代市・八代郡	101	12	2	3	70	14	0
水俣市・芦北郡	119	8	0	0	50	61	0
人吉市・球磨郡	248	20	2	0	118	108	0
本渡市・牛深市・天草郡	369	22	2	1	262	82	0
合 計	1,837	222	45	9	1,204	349	8

職員宿舍等は、全県で1,837戸となっており、用途別にみると世帯用が職員宿舍において222戸、職員住宅及び教職員住宅において1,204戸、単身用が職員宿舍において45戸、職員住宅及び教職員住宅において349戸となっている。なお、その他とは、借上げ宿舍等で用途を指定していないものである。

部局別では、知事部局が898戸、教育委員会が939戸となっており、所在地別では、熊本市、人吉市・球磨郡、本渡市・牛深市・天草郡の三地域で全体のおよそ3分の2を占めている。

なお、教育委員会における各出先機関の所属長宿舍、各県立学校の学校長宿舍及び外国語指導助手宿舍については、それぞれ「出先機関」及び「県立学校」の欄に計上した。

2 利用状況

(1) 入居率の概要について

職員宿舍等の利用状況は、表2-1及び表2-2のとおりである。

表2-1 利用状況（部局別）

単位：戸、%

区 分	職 員 宿 舎			職員住宅・教職員住宅			
	入居戸数	空き戸数	入居率	入居戸数	空き戸数	入居率	
知事部局	総務部	84	13	86.6	287	60	82.7
	企画振興部	2	0	100.0	0	0	—
	健康福祉部	0	13	0.0	0	0	—
	農政部	6	10	37.5	0	0	—
	林務水産部	2	1	66.7	0	0	—
	土木部	7	1	87.5	0	0	—
	地域振興局	20	2	90.9	334	56	85.6
小 計	121	40	75.2	621	116	84.3	
委教員 会育	本 庁	1	0	100.0	102	0	100.0
	出先機関	6	0	100.0	0	0	—
	県立学校	108	0	100.0	644	78	89.2
	小 計	115	0	100.0	746	78	90.5
合 計	236	40	85.5	1,367	194	87.6	

表2-2 利用状況（所在地別）

単位：戸、%

区 分	職 員 宿 舎			職員住宅・教職員住宅		
	入居戸数	空き戸数	入居率	入居戸数	空き戸数	入居率
熊本市	109	13	89.3	389	60	86.6
宇土市・宇土郡・下益城郡	14	17	45.2	40	7	85.1
荒尾市・玉名市・玉名郡	11	0	100.0	68	1	98.6
山鹿市・鹿本郡	5	0	100.0	40	3	93.0
菊池市・菊池郡	11	0	100.0	39	1	97.5
阿蘇郡	10	8	55.6	89	24	78.8
上益城郡	6	0	100.0	27	8	77.1
八代市・八代郡	16	1	94.1	60	24	71.4
水俣市・芦北郡	8	0	100.0	108	3	97.3
人吉市・球磨郡	22	0	100.0	200	26	88.5
本渡市・牛深市・天草郡	24	1	96.0	307	37	89.2
合 計	236	40	85.5	1,367	194	87.6

知事部局の職員宿舎については、総戸数161戸のうち入居戸数は121戸、空き戸数は40戸であり、入居率は75.2%である。職員住宅については、総戸数737戸のうち入居戸数は621戸、空き戸数は116戸で、入居率84.3%である。教育委員会の職員宿舎については、総戸数115戸全てに入居している。これは、出先機関の所属長（教育事務所長及び青年の家所長等）及び県立学校長の入居が徹底しているためと、外国語指導助手宿舎が借上げ方式により宿舎の貸与がなされているためである。教職員住宅については、総戸数824戸のうち入居戸数は746戸、空き戸数は78戸で、入居率90.5%である。

所在地別に空き戸数の状況をみると職員宿舎では、熊本市、宇土市・宇土郡・下益城郡、阿蘇郡の三地域が多く、三地域で総空き戸数40戸の95%を占めている。

職員住宅・教職員住宅では、熊本市、本渡市・牛深市・天草郡、人吉市・球磨郡、阿蘇郡、八代市・八代郡の五地域が多くなっている。

入居率でみると職員宿舎では宇土市・宇土郡・下益城郡、阿蘇郡の二地域が低く、職員住宅・教職員住宅では八代市・八代郡、上益城郡の二地域でやや低くなっている。

(2) 職員宿舎等の施設と入居率の関係について

次に、空き家（室）の原因を調べるため、入居率100%の教育委員会の職員宿舎を除く職員宿舎等について施設の条件別に入居率を算出した。

① 建築年度別入居率

職員宿舎等の建築年度別に入居率をみると、一部を除き、職員宿舎、職員住宅、教職員住宅のいずれも建築年度が古いほど入居率が低くなっている。特に昭和39年度以前に建築された職員住宅の入居率は44.4%となっており、半数以上が空き家（室）の状態である。

表3 建築年度別入居率

単位：戸、%

区 分	知 事 部 局						教 育 委 員 会		
	職 員 宿 舎			職 員 住 宅			教 職 員 住 宅		
	入居 戸数	空き 戸数	入居率	入居 戸数	空き 戸数	入居率	入居 戸数	空き 戸数	入居率
昭和39年度以前	2	1	66.7	32	40	44.4	6	2	75.0
昭和40年代	57	36	61.3	222	71	75.8	237	61	79.5
昭和50年代	10	1	90.9	15	1	93.8	212	13	94.2
昭和60年度～ 平成6年度まで	43	2	95.6	35	1	97.2	56	2	96.6
平成7年度以降	9	0	100.0	317	3	99.1	235	0	100.0

② 形態別入居率

職員宿舎等の形態別入居率は、職員宿舎のマンション型以外の集合住宅の入居率が低い。その空き戸数10戸の内訳は、熊本市にある運転手宿舎4戸と農業大学校阿蘇校舎職員宿舎6戸である。